

あいち結婚サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県（以下、「県」という。）が行う「あいち結婚サポート事業」（以下、「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取組として、県が運営するポータルサイト「あいこんナビ」上で「出会い応援団」、「プラチナ出会い応援団」及び「婚活協力団体」が、未婚の男女に出会いの機会を提供し結婚のきっかけづくりを行うとともに、社会全体で結婚を応援する機運の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 「出会い応援団」とは、本事業の趣旨に賛同し、第7条の規定に基づき県から登録証の交付を受けて、結婚を希望する独身男女の出会い場となるパーティー、旅行、体験活動等の実施や、結婚活動に関するセミナーの開催等、出会いの創出に資する事業など、柔軟な発想による幅広い事業（以下、「イベント」という。）を、広く一般の方を対象に企画及び実施する者をいう。

2 「プラチナ出会い応援団」とは、本事業の趣旨に賛同し、第8条の規定に基づき県から登録証の交付を受けて、「婚活協力団体」の従業員等（以下、「団体構成員」という。）を対象としたイベント及び広く一般の方を対象としたイベントを企画及び実施する者をいう。

3 「婚活協力団体」とは、本事業の趣旨に賛同し、第9条の規定に基づき県から登録証の交付を受けて、次に掲げる取組のいずれかを実施する者をいう。

- 一 「プラチナ出会い応援団」及び「出会い応援団」が実施するイベント情報を団体構成員へ周知すること。
- 二 「プラチナ出会い応援団」及び「出会い応援団」が実施するイベントに団体構成員の参加を促すこと。
- 三 「プラチナ出会い応援団」に団体構成員を対象とするイベントの企画・実施を依頼すること。
- 四 団体構成員に「あいこんナビ」の機能や県から発信する結婚支援に関する各種情報を周知すること。
- 五 その他、団体構成員の結婚支援に関する取組を行うこと。

(「出会い応援団」の登録対象)

第4条 「出会い応援団」の登録対象は、県内の市町村又は県内に事務所若しくは活動拠点を有する公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、協同組合、商工会、商工会議所、労働団体、農業団体、女性団体、地域で活動する

団体などの民間非営利団体、その他県が別に認めた団体で、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- 一 第3条第1項に掲げる取組を適切に実施できること。
- 二 毎年度、予算を編成し、事業計画のもとに継続的な活動を実施していること。
- 三 団体の諸規程（定款、寄付行為、規約、会則、個人情報保護の取り扱い方針に関する規程（プライバシーポリシー）等）が整備されていること。
- 四 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。
- 五 暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。
- 六 個人情報適切に管理できること。
- 七 本事業の実施において営利を求めないこと。

（「プラチナ出会い応援団」の登録対象）

第5条 「プラチナ出会い応援団」の登録対象は、県内の市町村又は県内に事務所若しくは活動拠点を有する各種法人若しくは各種団体等で、「プラチナ出会い応援団登録基準」（別紙1）に定める要件のすべてを満たす者とする。

（「婚活協力団体」の登録対象）

第6条 「婚活協力団体」の登録対象は、県内の市町村又は県内に事務所若しくは活動拠点を有する各種法人若しくは各種団体等で、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- 一 第3条第3項各号に掲げる事項を適切に実施できること。
- 二 団体の諸規程（定款、寄付行為、規約、会則、個人情報保護の取り扱い方針に関する規程（プライバシーポリシー）等）が整備されていること。
なお、労働組合などで規約等がない団体については、母体となる企業等の諸規程等が整備されていること。
- 三 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。
- 四 暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。

（「出会い応援団」の登録手続き及び登録期間）

第7条 「出会い応援団」の登録を希望する者は、「出会い応援団登録申込書」（別紙様式第1号）及び「誓約書」（別紙様式第4号）を県に提出すること。なお、「出会い応援団登録申込書」（別紙様式第1号）については、「あいこんナビ」の「登録申込フォーム」（電子申請）を利用することができる。

- 2 県は、前項の規定により提出された申込書等の内容を審査し、「出会い応援団」として適当であると認めるときは登録証（別紙様式第6号）を交付する。
- 3 「出会い応援団」の登録期間は、4月1日から1年間とする。ただし、年度途中に登録された場合は登録日から当該年度の末日までとする。なお、登録期間満了の1か月前までに県及び

「出会い応援団」から変更又は登録廃止の申出のない場合、さらに1年間同一条件で延長されるものとし、以降も同様とする。ただし、登録期間中にイベントを1回も実施しない「出会い応援団」にあつては登録延長できないものとする。(年度途中で登録された「出会い応援団」の初回のイベントは、登録日から翌年度の末日までに実施すれば登録期間中に実施したものと見なすこととするが、初回のイベントは登録日から1年以内に実施することが望ましい。)

(「プラチナ出会い応援団」の登録手続き及び登録期間)

- 第8条 「プラチナ出会い応援団」の登録を希望する者は、「プラチナ出会い応援団登録申込書」(別紙様式第2号)及び「誓約書」(別紙様式第4号)を県に提出すること。なお、「プラチナ出会い応援団登録申込書」(別紙様式第2号)については、「あいこんナビ」の「登録申込フォーム」(電子申請)を利用することができる。
- 2 県は、前項の規定により提出された申込書等の内容を審査し、「プラチナ出会い応援団」として適当であると認めるときは登録証(別紙様式第7号)を交付する。
 - 3 「プラチナ出会い応援団」の登録期間は、4月1日から3年間とする。ただし、年度途中で登録された場合は登録日から2年目の年度の末日までとする。
 - 4 登録期間の延長を希望する「プラチナ出会い応援団」は、登録期間満了日の1か月前までに、第1項に定める手続きを行わなければならない。ただし、登録期間中に別紙1に定める「プラチナ出会い応援団登録基準」に違反している場合は登録延長できない。

(「婚活協力団体」の登録手続き)

- 第9条 「婚活協力団体」の登録を希望する者は、「婚活協力団体登録申込書」(別紙様式第3号)を県に提出すること。なお、「婚活協力団体登録申込書」(別紙様式第3号)については、「あいこんナビ」の「登録申込フォーム」(電子申請)を利用することができる。
- 2 県は、前項の規定により提出された申込書等の内容を審査し、「婚活協力団体」として適当であると認めるときは登録証(別紙様式第8号)を交付する。
 - 3 「婚活協力団体」の登録期間は、4月1日から1年間とする。ただし、年度途中で登録された場合は登録日から当該年度の末日までとする。なお、登録期間満了の1か月前までに県及び「婚活協力団体」から変更又は登録廃止の申出のない場合、さらに1年間同一条件で延長されるものとし、以降も同様とする。

(団体の情報提供)

- 第10条 県は「プラチナ出会い応援団」又は「婚活協力団体」として登録を受けた者の同意を得て、当該団体の名称、代表者及び担当者氏名等の情報を他の「プラチナ出会い応援団」又は「婚活協力団体」に提供することができる。

(イベントの実施)

- 第11条 イベントの実施については、「あいち結婚サポート事業イベント実施ガイドライン」(別紙2)により実施すること。

(イベント参加等の留意事項)

第12条 「婚活協力団体」は、団体構成員がイベントへ参加する場合、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 「婚活協力団体」として、団体構成員のイベント参加者の取りまとめは任意とするが、「プラチナ出会い応援団」から照会等があった場合、対応可能な範囲内で真摯に協力すること。
- 二 団体構成員が非公開のイベント（「婚活協力団体」同士等の限定イベント）に参加する場合は、非公開である趣旨を踏まえ、関係者に迷惑がかからないようその情報管理には十分注意すること。

(登録廃止・変更・取消)

第13条 「出会い応援団」、「プラチナ出会い応援団」又は「婚活協力団体」が登録廃止又は変更を希望する場合は、「登録廃止・変更届」（別紙様式第6号）を、廃止の場合は廃止予定日の1か月前までに、変更の場合は変更日から1か月以内に県に提出すること。なお、「登録廃止・変更届」（別紙様式第6号）の提出については、「あいこんナビ」の「登録廃止・変更申込フォーム」を利用することができる。

2 次に掲げるいずれかに該当する場合、県は「出会い応援団」、「プラチナ出会い応援団」又は「婚活協力団体」の登録を取り消すことができる。

- 一 本要綱の規定に反する行為があったとき。
- 二 社会的信用を損なうおそれがあるなど、「出会い応援団」、「プラチナ出会い応援団」又は「婚活協力団体」として不適切な行為があったとき。
- 三 「出会い応援団」、「プラチナ出会い応援団」にあつては、「あいち結婚サポート事業イベント実施ガイドライン」（別紙2）の規定に反する行為があったとき。

3 前項により「出会い応援団」、「プラチナ出会い応援団」又は「婚活協力団体」の登録を取り消された者は、再度登録申込みをすることはできない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、「あいこんナビ」の運用などこの要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

「プラチナ出会い応援団」登録基準

1 基本事項

- (1) あいち結婚サポート事業実施要綱に掲げる取組を適切に実施でき、過去に婚活イベント等の開催実績があること。
- (2) 「婚活協力団体」団体構成員のみを対象としたイベントを、「プラチナ出会い応援団」登録期間内において年1回以上企画・実施すること。
- (3) 「婚活協力団体」からのイベント企画依頼に対応できること。
- (4) 毎年度、予算を編成し、事業計画のもとに継続的な活動を実施していること。
- (5) 団体の諸規程（定款、寄付行為、規約、会則）が整備されていること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。
- (8) 本事業の実施において営利を求めないこと。

2 十分かつ適切な情報提供

- (1) 登録を希望する団体の概要（事業者名、代表者名、住所等）や問い合わせ先等が記載されたホームページが開設されているか、またはパンフレット等が常備されていること。
- (2) ホームページ等により利用者向けサービス内容の説明が十分かつ適切に行われていること。

3 苦情等相談体制について

- (1) 苦情などの問い合わせ等に適切に対応できる体制が整備され、その窓口等が利用者に明示されていること。

4 個人情報保護について

- (1) 個人情報保護に関する規定が整備されていること。
- (2) 個人情報保護のための体制（個人情報保護責任者等の配置や個人情報の保管・廃棄方法など）が整備されていること。
- (3) 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）が利用者の知りうる状態にあること。
- (4) 個人情報を取得する場合はその利用目的があらかじめ公表されていること。
- (5) あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供するなど、個人情報の目的外利用をしないこと。
- (6) 個人情報提供者から自己の個人情報の開示や利用目的の開示を求められた際に遅滞なく開示できるようになっていること。
- (7) 個人情報に関する苦情や相談の申出先を公開していること。

あいち結婚サポート事業イベント実施ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、「あいち結婚サポート事業実施要綱」（以下、「要綱」という。）に基づいて行われる、イベントに関する指針を定めるものである。

2 イベントの主催者

- (1) 要綱第4条に定める「出会い応援団」
- (2) 要綱第5条に定める「プラチナ出会い応援団」

3 イベントの参加対象

イベントの参加対象者は、結婚を希望する20歳以上の未婚の県内在住又は在勤の男女（男女いずれか一方を対象とする場合も可）又は未婚の子を持つ親同士等を対象とし、以下の点に留意すること。

- (1) 参加者の参加資格を事前に適切に確認すること。
- (2) 県外在住又は在勤者の参加も可能とするが、愛知県の事業であることを鑑み、少なくとも男性若しくは女性のいずれかが県内在住又は在勤とすること。
- (3) 20歳以上であれば年齢の上限は設けていないが、本事業が少子化対策として未婚化・晩婚化に対する取組であることに留意すること。

4 イベントの参加費

参加者から参加費を徴収する場合は、参加者が個人的に消費する経費（飲食代等）相当程度として参加しやすい価格設定とすることとし、以下の点に留意すること。

- (1) 参加費の中には、参加者の飲食費・会場使用料・講師の謝金・スタッフの人件費（交通費含む）など最小限度の経費を含めてよいが、スタッフの飲食費については含めないこと。
- (2) 参加確定後のキャンセルや、イベント当日の連絡なき不参加の際にキャンセル料を徴収することは可能であるが、キャンセル料の取扱いについては参加者を募集する際に必ず明示すること。

5 個人情報の保護

イベント実施にあたり、個人情報の保護について以下の点に留意すること。

- (1) イベントの実施にあたって知り得た個人情報は、実施団体の責任の下で厳重に管理し、他の目的（商品の販売斡旋、イベント等への勧誘、会員登録斡旋など）には絶対利用しないこと。
- (2) 参加者の個人情報の問い合わせについては、事前事後を問わず応じないこと。また、参加者間の個人情報の交換については、個人間の自己責任において行わせること。

6 イベント実施についての留意事項

イベントの実施にあたっては、参加者が安心して参加できるよう以下の点に留意すること。

(1) 本事業とは関係ない特定の商品販売、斡旋又はイベント等への勧誘やその他会員登録斡旋など、本事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。具体的には、イベント開催日以前、イベント中、イベント終了後において、以下の行為を行ってはならない。

ア 物品やサービスの販売・案内、チラシ配付

イ 会員登録の案内やチラシ配付

ウ あいこんナビ掲載イベント以外のイベント案内、チラシ配付 など

(2) 過度な演出等、社会通念に照らして不適当な内容を含まないこと。

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とするものではないこと。

(4) イベントの企画実施にあたっては周辺環境へ配慮し、事故防止に万全を期すなど、イベントを安全に開催するために必要な措置を講じること。

(5) 参加者からの苦情や参加者間のトラブルについては、イベント主催団体が対応すること。また、苦情、トラブルについては速やかに県に報告すること。

7 イベント掲載の手続等

イベントの掲載については「あいこんナビ」イベント申請フォームから申請すること。なお、申請のあったイベントは、県の審査を経て「あいこんナビ」に掲載される。

8 イベントの参加者募集

イベントの参加者募集にあたっては以下の点に留意すること。

(1) 参加者の決定方法（先着順、抽選 等）については募集段階で必ず明示すること。

(2) 具体的なイベント内容（例えば、時間、プログラム、食事の有無、カップリングの方法 等）を明示すること。

(3) 参加人数については男女のバランスを考慮した最少催行人数を明記すること。

(4) イベントを実施するにあたり、「あいこんナビ」以外の広告媒体（例：団体独自のHPや雑誌の広告等）にイベント情報を掲載することも可能であるが、その掲載内容は「あいこんナビ」に掲載してあるものと同じ内容とし、やむを得ず内容を変えて掲載する場合は必ず事前に県へ相談すること。

9 イベント結果の報告

イベントを実施した者は、イベント終了後概ね1か月以内に実施結果を県に報告すること。

(様式第1号)

出会い応援団登録申込書

年 月 日

愛知県福祉局子育て支援課長 殿

申込者 団 体 名

代表者氏名

「あいち結婚サポート事業」の趣旨に賛同して、下記のとおり「出会い応援団」への登録を申込みます。なお、登録の上は、「あいち結婚サポート事業実施要綱」を遵守します。

記

1 団体情報

アカウント	(半角英数・ハイフン、20文字以下)
初期パスワード	(半角英数・ハイフン、8文字以上20文字以下)
団体名	
フリガナ	
代表者氏名	
所在地	(〒 -)
ホームページURL	
業種	
従業員数	
男女比	:
設立年月日	西暦 年 月 日

2 担当者情報

所属	
フリガナ	
担当者氏名	
電話番号	- -
FAX	
メールアドレス	

3 自己チェック

(1) 団体内容（右欄に○を記入してください）

チェックの視点	はい	いいえ
次のいずれかの団体に該当していること。 ①市町村 ②県内に事務所若しくは活動拠点を有する以下のいずれかに該当する団体 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、協同組合、商工会、商工会議所、労働団体、農業団体、女性団体、地域で活動する団体などの民間非営利団体、その他県が別に認めた団体		
毎年度、予算を編成し、事業計画のもとに継続的な活動を実施していること。		
団体の諸規程（定款、寄付行為、規約、会則、個人情報保護の取り扱い方針に関する規程（プライバシーポリシー）等）が整備されていること。		
宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。		
暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。		
個人情報が適切に管理できること。		
本事業の実施において営利を求めないこと。		

(2) 活動内容（右欄に○を記入してください）

チェックの視点	はい	いいえ
結婚を希望する独身男女の出会い場となるパーティー、旅行、体験活動等の実施や、結婚活動に関するセミナーの開催等、出会いの創出に資する事業など、柔軟な発想による幅広い事業を、広く一般の方を対象に企画及び実施する。		

4 添付書類

- ・ 団体の概要や業種に関する資料（定款、パンフレット等）の他、「あいち結婚サポート事業実施要綱」第4条の登録基準を満たすことがわかる資料

(様式第2号)

プラチナ出会い応援団登録申込書（新規・延長）

年 月 日

愛知県福祉局子育て支援課長 殿

申込者 団 体 名

代表者氏名

「あいち結婚サポート事業」の趣旨に賛同して、下記のとおり「プラチナ出会い応援団」への登録を申込みます。なお、登録の上は、「あいち結婚サポート事業実施要綱」を遵守します。

記

1 団体情報

アカウント	(半角英数・ハイフン、20文字以下)
初期パスワード	(半角英数・ハイフン、8文字以上20文字以下)
団体名*	
フリガナ*	
代表者氏名*	
所在地	(〒 -)
ホームページURL	
業種	
従業員数	
男女比	:
設立年月日	西暦 年 月 日

2 担当者情報

所属*	
フリガナ*	
担当者氏名*	
電話番号	- -
FAX	
メールアドレス	

※新規申込にあたっては、すべての項目を御記入ください。

※延長申込にあたっては、*印のついた項目はすべて御記入いただき、それ以外の項目は変更部分のみ御記入ください。

3 自己チェック

(1) 団体内容（右欄に○を記入してください）

	チェックの視点	はい	いいえ
基本事項	過去に婚活イベント等の開催実績があること。		
	「婚活協力団体」従業員のみを対象としたイベントを、「プラチナ出会い応援団」登録期間内において年1回以上企画・実施すること。		
	「婚活協力団体」からのイベント企画依頼に対応できること。		
	毎年度、予算を編成し、事業計画のもとに継続的な活動を実施していること。		
	団体の諸規程（定款、寄付行為、規約、会則）が整備されていること。		
	宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。		
	暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。		
	本事業の実施において営利を求めないこと。		
情報提供	登録を希望する団体の概要（事業者名、代表者名、住所等）や問い合わせ先等が記載されたホームページが開設されているか、またはパンフレット等が常備されていること。		
	ホームページ等により利用者向けサービス内容の説明が十分かつ適切に行われていること。		
苦情等相談体制	苦情などの問い合わせ等に適切に対応できる体制が整備され、その窓口等が利用者に明示されていること。		
個人情報保護について	個人情報保護に関する規定が整備されていること。		
	個人情報保護のための体制（個人情報保護責任者等の配置や個人情報の保管・廃棄方法など）が整備されていること。		
	個人情報保護方針（プライバシーポリシー）が利用者の知りうる状態にあること。		
	個人情報を取得する場合はその利用目的があらかじめ公表されていること。		
	あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供するなど、個人情報の目的外利用をしないこと。		
	個人情報提供者から自己の個人情報の開示や利用目的の開示を求められた際に遅滞なく開示できるようになっていること。		
	個人情報に関する苦情や相談の申出先を公開していること。		

(2) 活動内容（右欄に○を記入してください）

	チェックの視点	はい	いいえ
	結婚を希望する独身男女の出会い場となるパーティー、旅行、体験活動等の実施や、結婚活動に関するセミナーの開催等、出会いの創出に資する事業など、柔軟な発想による幅広い事業を、「婚活協力団体」の従業員等を対象として企画及び実施する。		
	イベントを、広く一般の方を対象に企画及び実施する。		

4 添付書類

- ・団体の概要や業種に関する資料（定款、パンフレット等）の他、「あいち結婚サポート事業実施要綱」第5条の登録基準を満たすことがわかる資料

(様式第3号)

婚活協力団体登録申込書

年 月 日

愛知県福祉局子育て支援課長 殿

申込者 団 体 名

代表者氏名

「あいち結婚サポート事業」の趣旨に賛同して、下記のとおり「婚活協力団体」への登録を申込みます。なお、登録の上は、「あいち結婚サポート事業実施要綱」を遵守します。

記

1 団体情報

アカウント	(半角英数・ハイフン、20文字以下)
初期パスワード	(半角英数・ハイフン、8文字以上20文字以下)
団体名	
フリガナ	
代表者氏名	
所在地	(〒 -)
ホームページURL	
業種	
従業員数	
男女比	:
設立年月日	西暦 年 月 日

2 担当者情報

所属	
フリガナ	
担当者氏名	
電話番号	- -
FAX	
メールアドレス	

3 自己チェック

(1) 団体内容（右欄に○を記入してください）

チェックの視点	はい	いいえ
「婚活協力団体」の登録対象は、県内の市町村又は県内に事務所若しくは活動拠点を有する各種法人若しくは各種団体であること。		
団体の諸規程（定款、寄付行為、規約、会則、個人情報保護の取り扱い方針に関する規程（プライバシーポリシー）等）が整備されていること。 (労働組合などで規約等がない団体については、母体となる企業等の諸規程等が整備されていること)		
団体の諸規程（定款、寄付行為、規約、会則、個人情報保護の取り扱い方針に関する規程（プライバシーポリシー）等）が整備されていること。		
宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でなく、また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。		
暴力団又はその構成員の利益なる活動を行うものでないこと。		

(2) 活動内容（右欄に○を記入してください）

チェックの視点	はい	いいえ
「ブラチナ出会い応援団」及び「出会い応援団」が実施するイベント情報を団体構成員へ周知すること。		
「ブラチナ出会い応援団」及び「出会い応援団」が実施するイベントに団体構成員の参加を促すこと。		
「ブラチナ出会い応援団」に団体構成員を対象とするイベントの企画・実施を依頼すること。		
団体構成員に「あいこんナビ」の機能や県から発信する結婚支援に関する各種情報を周知すること。		
その他、団体構成員の結婚支援に関する取組を行うこと。		

4 添付書類

- ・団体の概要や業種に関する資料（定款、パンフレット等）の他、「あいち結婚サポート事業実施要綱」第6条の登録基準を満たすことがわかる資料

誓約書

愛知県福祉局子育て支援課長 様

「あいち結婚サポート事業」の「出会い応援団」・「プラチナ出会い応援団」の業務を遂行するにあたり、以下の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 イベントの参加対象者は、結婚を希望する20歳以上の未婚の県内在住又は在勤の男女（男女いずれか一方を対象とする場合も可）又は未婚の子を持つ親同士等を対象とし、参加者の参加資格を事前に適切に確認すること。
- 2 参加者から参加費を徴収する場合は、個人的に消費する経費（飲食代等）相当程度とすること。
- 3 イベントの実施にあたって知り得た個人情報、実施団体の責任の下で厳重に管理し、他の目的には絶対利用しないこと。
- 4 参加者の個人情報の問い合わせについては、事前事後を問わず応じないこと。また、参加者間の個人情報の交換については、個人間の自己責任において行わせること。
- 5 イベントの実施に当たって、本事業とは関係ない特定の商品販売、斡旋又は本事業とは関係ないイベント等への勧誘やその他会員登録斡旋など、本事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- 6 参加者からの苦情や参加者間のトラブルについては、実施団体において責任を持って対応すること。なお、その対応が困難な場合、速やかに県に報告すること。
- 7 「出会い応援団」又は「プラチナ出会い応援団」である間及び「出会い応援団」又は「プラチナ出会い応援団」でなくなった後においても、その活動において知り得た個人情報及び個人の秘密を本人の了解なく、開示、漏えいし、又はあいち結婚サポート事業の目的以外に利用しないこと。
- 8 その他、「あいち結婚サポート事業実施要綱」の規定に則って活動すること。

年 月 日

所在地

団体名

代表者職氏名

(様式第5号)

出会い応援団・プラチナ出会い応援団・婚活協力団体
登録内容廃止届・変更届

年 月 日

愛知県福祉局子育て支援課長 殿

申込者 団 体 名

代表者氏名

1 登録内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

変更時期	年 月 日から	
変更理由		
変更内容	変 更 前	変 更 後

※変更する事項名(名称・電話等)も記入してください。

2 登録を廃止したいので届け出ます。

廃止理由	
廃止時期	年 月 日

(様式第6号)

登録証

愛知県が実施する「あいち結婚サポート事業」において、
「出会い応援団」として登録します。

応援



〇〇〇〇様

登録No.

年 月 日

愛知県福祉局子育て支援課長

(様式第7号)

登録証

愛知県が実施する「あいち結婚サポート事業」において、
「プラチナ出会い応援団」として登録します。

【登録期間 ○○年○月○日～○○年○月○日】



○○○○様

登録No.

年 月 日

愛知県福祉局子育て支援課長

(様式第8号)

登録証

愛知県が実施する「あいち結婚サポート事業」において、
「婚活協力団体」として登録します。

協力



〇〇〇〇様

登録No.

年 月 日

愛知県福祉局子育て支援課長